

習近平政権と中国の政治権力構造

小嶋 華津子*

要 約

本稿では、中国共産党の生命力を判断するための二つの観点—支配の正当性、党の統治手法—から、習近平政権の一年半を評価する。習政権は、支配の正当性を強化すべく、「富強」という国家目標の下にナショナリズムを発揚してきた。また、改革の断行に不可欠なリーダーシップを確立すべく、習への権力集中を推し進めてきた。一元的指導体制の下で、改革がスピーディに実施され効果をあげるならば、支配の正当性は強化されるであろう。しかしながらこうした楽観論には、留保が必要である。第一に、困難な改革の過程で必要となるコストに加え、少数民族や市民の言論抑圧に必要なコストは増大の一途をたどるであろう。第二に、昨今の好戦的な外交姿勢から憶測するに、国家としての合理的判断が下せぬまでに習指導部のリーダーシップが低下している可能性が否定できない。中国の暴走を食い止めるべく多国間の協力体制を構築すると同時に、その経済改革とガバナンスの向上を支える多元的な戦略が求められている。

キーワード：習近平政権、支配の正当性、リーダーシップ、統治のコスト

JEL Classification：Z00

I. はじめに

中国共産党による一党支配体制は将来にわたり盤石だろうか。冷戦の終焉、グローバル化の進展など国際政治の激変を経てもなお存続してきた中国の一党支配体制の生命力の源はどこにあるのか。この問いかけは、これまでも多くの研究者の関心を惹き付けてきた。

それは、主に二つの観点から論じられた。第一に、支配の正当性に関わる議論である。マックス・ヴェーバー (Max Weber) の言う「合理的正当性」を有さない一党支配体制にとって、

支配の正当性根拠となりうるのは、イデオロギーや規範、指導者のカリスマ性、ならびに党の実績である。市場経済化を経て社会主義イデオロギーが形骸化するにともない、党は国民を糾合すべく「愛国主義」を前面に打ち出すようになった。同時に、抗日戦争を勝利に導き、半植民地状態にあった中国を主権国家として再生した党の歴史の実績、改革開放を経て中国を世界第二の経済大国へと導いた実績を絶えず強調してきた。半植民地状態に置かれた「百年の屈

* 慶應義塾大学法学部准教授

辱」から崛起し、今や世界第二の経済大国としての国際的地位を享受している自国へのプライドとともに、経済発展に必要な政治的安定を確保するためには、自由・民主の制限もやむなしという「開発独裁」の考え方は、国民に広く受容されている。

第二に、共産党の統治技術に関わる議論である。例えばアンドリュー・ネイサン（Andrew Nathan）は、中国の権威主義体制は、制度化を通じてますます柔軟性のある安定したものになっていると結論づけた（Nathan 2003）。またデイヴィッド・シャンボー（David Shambaugh）は、旧ソ連・東欧等各国の経験との比較に基づき、中国共産党の生命力を、果敢なる改革と「適応（adaptation）」を継続してきた点に見出した（Shambaugh 2008）。さらに、ブルース・ディクソン（Bruce J. Dickson）は、共産党の生命力獲得の手法として、「包摂（cooptation）」および「コーポラティズム（corporatism）」を挙げ、共産党が1990年代以降、社会の諸団体に対する統制管理を維持する一方で、知識エリートや企業家の党への包摂を積極的に進めてきた経緯を論じた（Dickson 2000-2001；Dickson 2010）。ジェシカ・ティーツ（Jessica C. Teets）は、活性化する市民社会を利用することにより、党の統治は改良され、既存の権威主義は「諮問的権威主義（consultative authoritarianism）」として、より弾力性を増すと論じた（Teets 2013）。

しかし、これについては異論も提起されている。例えば、Li Chenは、「中国共産党の柔軟な権威主義体制の終焉」と題する論文を発表し、「柔軟な権威主義体制（resilient authoritarianism）」論は、党内の派閥闘争や抵抗勢力による改革の遅滞等一党支配体制の脆弱性を過小評価していると批判した（Li 2012）。

確かに、共産党の統治は、様々な面でリスクを抱えている。まず、最大の正当性根拠である経済発展の陰の側面が顕在化してきた。世界経

済の不振が中国の輸出産業を直撃するなか、7%以上もの経済成長率を可能にしてきたのは、リーマンショック後の4兆元の景気刺激策を後ろ盾に大々的に実施された中央・地方政府の大規模な公共投資であった。しかし、自前の投資会社、不動産開発会社、資金調達窓口会社を傘下におさめた地方政府主導の野方図な公共投資は、低収益インフラの建設、重複建設、生産過剰を生み、過剰債務と政策的バブルの悪循環をもたらした。政府は、地方発金融危機を回避するべく中央財政の出動を視野に入れながら、経済構造を変えていかねばならない。

また、格差や差別、不公正、権力の横暴が社会不安を招いている。投資主導型発展の恩恵が、投資ビジネスに関わる党・政府・軍の幹部や国有企業にばかり集中し、所得の再分配が効果的になされていない現状に、社会の不満は高まる一方である。加えて、ウイグル族、チベット族などによる暴動や無差別殺傷事件も依然後を絶たない。社会不安の拡大は、公安に係るコスト増に繋がる。

上記の問題は今世紀に入って深刻化し、共産党指導部に対し大胆な改革の必要を突きつけてきた。しかしここで問題となるのは、大胆な改革を実行できるリーダーシップが、今日の中国共産党に欠如しているということである。毛沢東、鄧小平、江沢民に比してカリスマや権力基盤に欠けていた胡錦濤前総書記は、大胆な改革を実行する術を持たず、「空白の10年」と呼ばれる停滞を余儀なくされた。

2012年から2013年にかけての政権交代により党・国家・軍のトップに就任した習近平は、こうした状況の中で、いかにして国家を発展させ、党の生命力を高めようとしているのだろうか。そこにはどのような限界があるのだろうか。以下、支配の正当性、党の統治手法という二つの観点から、習近平政権発足後の1年半を振り返りたい。

Ⅱ. 支配の正当性の維持・強化 —「富強」への志向とナショナリズム

習近平政権は、発足以降、国家の「富強」と、それによる一党支配の正当性の強化を目指してきた。また、そのための有効な手段としてナショナリズムを利用してきた。

Ⅱ-1. 「富」の追求

先述のとおり、中国経済は地方政府主導の野放図な投資により、深刻な過剰債務に陥るリスクを抱え、富の偏在が消費主導型発展への転換を妨げている。習近平政権には、金融不安が起これぬようにバランスを取りながら、投資主導型の経済構造を転換させ、中国経済を一層活力あるものにする使命が課せられている。こうした使命を果たすべく、習政権が発足以降、胡錦濤政権に引き続き経済政策の柱としてきたのが、さらなる「市場化」、格差の是正、汚職の一掃である。

Ⅱ-1-1. 「市場化」

「市場化」とはすなわち、経済活動への政府の介入を削減し、市場に任せるということにはかならない。習近平政権は発足以降、一貫して「市場化」に向けた取組みをアピールし、中国共産党第18期中央委員会第三回全体会議（中共第18期三中全会）で採択された「改革を全面的に深化させる若干の問題に関する中共中央の決定」（以下、「決定」）でも、「資源配分を市場に委ねる」との方向を強く打ち出した¹⁾。

「市場化」の具体策として、習政権が推進し

ているのが、中央・地方政府が掌握している許認可権の撤廃および民間への移譲である。今年（2014年）1月には、「行政審査批准項目の撤廃と移譲に関する国務院の決定」が発せられた²⁾。また、第12期全国人民代表大会第2回全体会議（2014年3月）李克強総理の政府活動報告（以下、「2014年政府活動報告」）によれば、こうした取組みの結果、すでにこの1年間で416の許認可権限が移譲され、今後1年間でさらに200項目以上の撤廃・移譲が目指される³⁾。

また、政府機能の縮小に併せて、政府機構についても縮小を進める。この点について「決定」は、「機構編制を厳格に抑制し、指導幹部の配備は規定の定員を守り、機構および指導ポストの数を削減する」と明記した。「2014年政府活動報告」によれば、上記の方針に基づく地方各レベルの政府機構改革は、2014年度の「基本的完成」を目標とする。加えて、これまで政府から准公務機関としての扱いを受けてきた教育・研究機関や病院等いわゆる「事業単位」についても、企業や社会組織への転換をも視野に機構改革を継続していく方針が示された。

国有企業による独占・寡占状態の解消、企業統治の健全化に向けた国有企業改革の深化も、「市場化」推進の重要な内容である。「2014年政府活動報告」では、「非国有資本による中央企業投資プロジェクトへの参入弁法」を策定することが表明され、具体的に、金融、石油、電

1) 「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」

新華網 http://news.xinhuanet.com/politics/2013-11/15/c_118164235.htm

2) 「国務院關於取消和下放一批行政審批項目的決定」

中華人民共和國中央人民政府ホームページ http://www.gov.cn/zwgk/2014-02/15/content_2602146.htm

3) 「2014年政府活動報告」人民網日本語版 <http://j.people.com.cn/94474/8568351.html>

力、鉄道、電気通信、資源開発、公共事業などの領域において、非国有資本に向けた投資プロジェクトを数多く打ち出すことが明言された。2013年3月の第12期全国人民代表大会第1回会議では鉄道部の廃止を含む国務院機構改革案が採択された。また同年8月には、従来国が独占してきた鉄道の所有権・経営権を地方政府や民間企業に開放する旨が国務院より発表された。鉄道部の廃止には、温州列車衝突事故を契機に明るみになった鉄道部の汚職への対応という側面があるものの、鉄道事業への民間参入が実現するか否かは、上記の各領域においてどの程度「市場化」が進展するのかを測るメルクマールとなるであろう。

II-1-2. 格差の是正

いま一つの政策的柱である格差の是正については、2013年2月に、国家発展改革委員会・財政部・人力資源社会保障部から「所得分配制度改革の深化に関する若干の意見」が発布された。同「意見」では、2020年までに都市・農村住民の1人当たり実質所得を2010年の2倍とすると同時に、最低賃金の引き上げ、農業補助制度の改善、高額所得者への課税の徹底、社会保障や雇用対策への公共投資の充実等を進め、所得格差の縮小を実現する方針が示された⁴⁾。「決定」では、国有企業収益の公共財政への上納比率を2020年に30%になるように引き上げるとともに、できるだけ多くの比率を民生の保障と改善に用いる方針も打ち出された。また、「新型都市化」というキャッチコピーの下、出稼ぎなどで都市に暮らす農業戸籍保持者

に非農業戸籍を与えるよう戸籍制度を改革するとともに、都市・農村で分断されている社会保障システムの一体化を進める試みが始まっている。

II-1-3. 汚職の一掃

汚職の一掃こそ、習近平政権が発足直後から最も目に見えるかたちで推し進めてきた政策の要といえよう。習近平は、2012年12月に主催した中央政局会議を経て「工作作风、群衆との緊密な連繋の改善に関する8項目の関連規定」を発し、会議の短縮、無駄な文書の廃止、外出時の随行者の削減、公用車利用の厳格化などを徹底するよう呼びかけた⁵⁾。そして、「四つの気風」（形式主義・官僚主義・享楽主義・贅沢浪費の風潮）に反対し、「法三章」（政府機関庁舎の新築・改築・増築の禁止、政府職員削減、「三公」経費（海外出張費、公用車費、接待費）の削減）の遵守を求め、「虎もハエも叩く」徹底した姿勢をアピールした。その成果について、李克強は「政府活動報告」の中で、中央国家機関の「三公」経費は年間35%減少し、省レベルの接待費も26%減少したと強調した。また、中国最高人民検察院報告においては、横領や贈収賄で立件された党・政府職員が、前年比8.4%増の5万1,306人に上ったとされた⁶⁾。

今後習近平政権が、引き続き徹底した姿勢で汚職一掃に努めるであろうことは、「決定」の仔細にわたる記述が示すとおりである。「決定」は、幹部に対し、規定を超えて庁舎や住宅を使用したり、公用車を使用したり、秘書や警備を置いたり、公務接待をしたりしてはならないと

4) 「關於深化收入分配制度改革的若干意見」

中華人民共和國中央人民政府ホームページ http://www.gov.cn/zw/gk/2013-02/05/content_2327531.htm

5) 「中共中央政治局召開會議審議關於改進工作作风、密接聯繫群衆的有關規定 分析研究二〇一三年經濟工作」

中國共產黨新聞網 <http://cpc.people.com.cn/n/2012/12/05/c64094-19793530.html>

6) 「2014年最高人民檢察院工作報告（全文實錄）」

人民網 <http://lianghui.people.com.cn/2014npc/n/2014/0310/c382480-24592900.html>

「最高人民檢察院工作報告」の採択状況については、賛成票2,402票、反対票390、棄権108となり、「最高人民法院工作報告」（賛成票2,425票、反対票378票、棄権95）と並び、反対・棄権票の多さが目立った。これについては、汚職への対応の生ぬるさに対する代表の不信感の現れと評価されている。

したほか、幹部の親族によるビジネス、公職や社会組織の役職への就任、移住などに関する規定を厳格に履行し、幹部が公権力・影響力を利用して親族や関係者に便宜供与することを防止すると改めて明記した。

以上に述べた政策は、いずれも中国が抱えている課題を克服するに合理的な措置である。政権が始動して1-2年の間に、中央指導部としての政策方針を明確に示したことは評価できるだろう。しかし、同時に思い起こすべきは、上記の改革—政府機構改革、国有企業改革、市場の開放、格差の是正、汚職対策等—はいずれも、歴代の指導部が試みながら、積み残してきた難しい課題だということである。改革が実際にどの程度実施できるのかを見極めるには、いましばらくの時間が必要である。

II-2. 「強」の追求

習近平政権は発足以来、「強い中国」を内外にアピールしてきた。本節では、強軍建設、領土・領海・領空の確保、対外関係における昨今の取り組みを概観したい。

II-2-1. 強軍建設

習近平は総書記および党中央軍事委員会主席に就任して以降、各軍区を積極的に視察し、随所で「強軍」「戦争に勝てる軍」の建設を呼びかけた。「決定」は「強軍」建設について、「党の指揮に従い、戦争に勝つことができ、気風の優れた人民の軍隊を建設するという強軍目標をしっかりと据え、国防・軍隊建設の発展を制約する矛盾や問題の解決に努める」べく、作戦・指揮系統の改善と兵種構成の調整を図っていく方針が示された。「政府活動報告」でも、「軍隊の革命化・現代化・正規化建設を全面的に強化し、情報化社会における軍隊の抑止力と実践能力を絶えず高め」、時代に見合った「軍事戦略指導を強化」とするとともに、「平時における戦闘への備えと国境・領海・領空防衛の管理を強化する」ことが掲げられた。第12期全国人民代表大会第2回全体会議で採択された国防予算

は、8,082億3,000万元（約13兆4,460億円）で、前年実績比で12.2%増となったことが注目された。

II-2-2. 強硬手段を用いた領土・領海・領空の確保

強軍建設を進めつつ、中国政府は海、空両面で權益の確保・拡大に妥協しない姿勢を示してきた。習近平は、「中国の特色ある社会主義事業の重要な一部」として海洋強国の建設の必要を随所で強調し、平和的方法を堅持しつつも、「決して正当な權益を放棄せず、国家の核心利益を犠牲にすることはできない」、「主権は自らに属することを明確にしつつ、争いは棚上げにし、共同開発する」という方針を示した（『人民日報』2013年8月1日）。また、海洋政策の決定・執行の一元化を図るため、2013年3月の国务院機構改革では、国家海洋委員会を新設するとともに、その執行機関として、旧海洋局、中国海監、公安部边境海上警察、農業部中国漁政、税関総署の海上密輸取締警察部隊を統合するかたちで海洋局を再編し国土資源部の下に置いた。

こうした新管理体制の下、中国の尖閣諸島周辺での攻勢はエスカレートしている。日本が主張する「領海」への侵犯や接続水域での航行は止まない。2013年1月30日には、東シナ海で、人民解放軍海軍の江衛II型フリゲート「連雲港」(522)が海上自衛隊のむらさめ型護衛艦「ゆうだち」に対し火器管制レーダーを照射するという事件が起こった。また、2014年5月29日にも、中国軍艦が海上自衛隊の護衛艦と哨戒機に対し射撃用の火器管制レーダーを向けたと疑われる事案があったことが報じられた。空域についても同様である。2013年11月23日に中国は、突如として尖閣諸島上空を含む東シナ海に防空識別圏を設定すると公表した。2014年に入り、同空域では、5月・6月と二度にわたり中国軍機の自衛隊機への異常接近が伝えられた。

加えて、同様に領土問題を抱える南シナ海に

においても、中国が石油掘削事業を始動させたことにより、それを阻止しようとするヴェトナムとの間に緊張が高まっている。2014年5月7日には、中国海警とヴェトナム海上警察の船が、係争地である西沙諸島周辺海域で衝突した。

上記のような中国の好戦的とも言える姿勢は、天然資源とともに、エネルギー資源の輸送ルートの管轄権獲得を狙う中国が、海域・空域両面で自ら主張する領海および防空識別圏の既成事実化を進めようとする動きと解釈できる。

II-2-3. 緊張する外交関係

結果として、中国は習近平政権発足以降、領土問題を抱える日本、東南アジア諸国ならびにアメリカとの関係を悪化させてきた。

(1) 対日関係

尖閣諸島をめぐる衝突を抱える日本との関係は、「政経分離」を軸とする対応に収束したように見受けられる。すなわち、経済・文化面で実利を得られる関係は維持しながら、外交・安全保障面においては攻撃的姿勢を貫くという姿勢である。

東シナ海の情勢については、むしろ日本が「危険な挑発」をしているというのが中国側の一貫した姿勢であり、中国政府は、言葉を極めた日本批判を繰り返している。例えば、2014年6月の中国軍機の自衛隊機への異常接近についても、日本の非難に対し、あくまで日本側の挑発によるものと主張し、日本側こそ「国際社会をだまし、我国の軍のイメージを貶め、…悪辣な方法で事実を隠し、黒を白と言いくるめようとしている」「悪人こそ先に告白するという事態にほかならない」（2014年6月11日国防版耿雁生報道官）と述べた。

日本に対する非難は、しばしば歴史問題や日本における集団安全保障をめぐる議論と結びつけて展開されてきた。例えば、外交部報道官の華春瑩は2014年5月15日の定例記者会見で、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書に関し、「日本は安倍政権発足以降、

軍事領域において勝手な振る舞いをしてきた」、
「歴史的要因もあり、日本の軍事領域での動向が地域の安全環境に影響を与えるのは必至だ」と述べた。

中国が歴史問題において攻勢を強めた背景には、2013年12月の安倍首相の靖国神社訪問が、アメリカ国務省の「失望」表明をはじめ、アメリカを含む世界各国から非難の対象となったことがある。同様に日本との間に歴史問題を抱える韓国とともに、国際世論を一気に味方につけようとの判断が、歴史問題の外交問題化を促したと考えられる。「2014年政府活動報告」においても、「第二次大戦の勝利の成果と戦後の国際秩序を守り抜き、歴史の流れを逆行させることは決して許さない」など日本を意識した表現が盛り込まれた。王毅外相は、全人代期間中の記者会見で、日中関係について「歴史と領土という2つの原則問題で妥協の余地はない」、歴史認識や台湾・尖閣の問題については1972年の国交正常化において「重要な了解と共通認識」があったのにもかかわらず、日本の指導者の一連の言動がこの精神に反し「両国関係の根幹を破壊した」、日本は「第二次大戦後のドイツを模範とすべきだ」と述べた。2014年1月には、韓国の要請を受けてハルビンに安重根記念館を建設、2月には、全人代常務委員会が9月3日を「抗日戦争勝利記念日」、旧日本軍が南京を占領した12月13日を「国家哀悼日」に定める議案を採択、6月には、南京大虐殺事件や慰安婦に関する資料をユネスコの記憶遺産として登録申請するなど、日本の過去の残虐行為に関する広報に力を注いでいる。日本政府の非難に対しては、「日本政府は非人道的な第二次大戦中の犯罪について反省していない…自ら侵略・虐殺をしておきながら中国が声を出すことを許さないとする強盗のような思考により日本は身動きがとれなくなるであろう」とする論評を発表した（2014年6月12日付『人民日報（海外版）』）。

(2) 対越関係

先述のとおり、中国の南シナ海西沙諸島海域での石油掘削作業の始動は、同諸島の領有権を主張するベトナムの反発を招いた。掘削施設の撤去を求めるベトナムの船舶に中国船が体当たりしたというベトナムの抗議に対し、中国外交部スポークスマンの洪磊は、1,200回以上も衝突してきたのはベトナム船であると激しく非難した。中国とベトナムは、ともに国連に対し自らの立場を主張する文書を提出するなど、国際機関を巻き込んだ応酬を続けている。中国は、本件について、国際的な司法手続きには依らず中越2国間の協議で解決する姿勢を強調しているものの（2014年6月13日易先良外交部国境・海洋事務局副局长の記者会見）、6月18日にハノイで行われた楊潔篪国務委員とグエン・タン・ズン（Nguyen Tan Dung）首相をはじめとするベトナム首脳との協議は平行線をたどった。

言葉を極めた中国政府関係者によるベトナム批判からは、中国の大国意識が透けて見える。孫建国中国人民解放軍副参謀長は6月22日、北京で開催された世界平和フォーラムで講演し、ベトナムおよびフィリピンを念頭に、「小国は強いものに頼って騒動を起こしてはならない。自国の利益のために地域の安全を脅かしてはならない」と強調した。

(3) 対米関係

2012年より中国は、アメリカとの間に「新型大国関係」を構築することを掲げ、アメリカ側にも同様の認識を受容させるべく働きかけた。そこには、自らを「大国」と自認した上で、アメリカのアジア太平洋におけるプレゼンスを認める代わりに、中国の掲げる「核心的利益」についてアメリカの理解を得ようという思惑が見て取れた。2013年6月に訪米し、オバマ大統領と非公式会談を行った習近平は、「太平洋は両国にとって十分広い」と述べ、アメリカとの協力関係構築の可能性を強調した。

しかし、こうした働きかけに対するアメリカ

の慎重な姿勢、「アジア旋回（ピボット）」戦略、尖閣諸島を日米安保条約の適用対象とする言明、南シナ海における中越衝突の原因を中国の攻撃的・挑発的行動にあるとするジョン・ケリー（John Forbes Kerry）国務長官およびジェイ・カーニー（Jay Carney）大統領報道官の言明（2014年5月12日・16日）を受け、その後の中国の対米政策は、アメリカのプレゼンスへの対抗姿勢を前面に打ち出すものとなった。例えば、2014年5月、上海で開催されたアジア相互協力信頼醸成措置会議において、習近平は「新アジア安全保障観」を提起した。アメリカ・日本等がオブザーバーにとどまり、中露および中央アジア諸国26カ国が正式加入する本会議で、習が「新アジア安全保障観」の名の下「アジアの安全はアジアの人民が守らねばならない」、「いかなる国家も安全保障を独占し、他国の正当な権益を侵害できない」と強調したことは、同時期に東シナ海で中露海軍が実施した合同演習とともに、アジア地域の安全保障をめぐり、アメリカへの対抗軸を作る動きとして注目された。なお、「新アジア安全保障観」の具体的内容については、「発展こそ最大の安全保障であり、地域の安全保障問題を解決する鍵となる」など、繰り返された「発展」というフレーズから、その発展志向が窺えるのみであり、依然不明瞭である。

攻撃的な対外行動を辞さない中国に対し、アメリカは、明確な非難を表明するとともに、「アジア旋回（ピボット）」の方針を一層明確に打ち出している。チャック・ヘーゲル（Charles Timothy "Chuck" Hagel）国防長官は、2014年5月31日、シンガポールで開催された第13回アジア安全保障会議で、中国の南シナ海における行動を列挙しつつ、それが国際秩序の不安定化を招いていることを非難し、アメリカとしてリバランスに力を注ぐ旨明言した。この講演を受けて翌日講演を行った王冠中中国人民解放軍副総参謀長は、安倍首相およびヘーゲル国防長官の演説について「両者が申し合わせて中国に対し非常に挑発的な行動をとったもの」と断じ、

「ヘーゲル氏の演説は覇権主義的な考えや脅迫がちりばめられている」と批判した。

加えて、米中間にはサイバー安全保障をめぐる衝突も起こった。5月、アメリカ連邦大陪審は、中国人民解放軍の将校5人を、サイバー攻撃による機密情報の窃盗の容疑で訴追し、かねてより問題となっていた米中間のサイバー安全保障について、アメリカとして妥協しない姿勢を鮮明にした。

既存の秩序を力に変更しようとする動きに対し、先進7カ国首脳会議（G7）もまた、6月にブリュッセルで行われた会議にて発表した首脳宣言において、「東シナ海や南シナ海での緊張を深く懸念」し、現状を変更する「一方的な試みに反対する」旨明記した。

II-3. ナショナリズムの喚起

習近平政権が打ち出した新たなスローガンとして定着しつつあるのが、「中国の夢」である。2012年11月29日、習近平総書記は「復興の道」展を見学した際、「誰しも理想や追い求めるもの、そして自らの夢がある。現在みな中国の夢について語っている。私は中華民族の偉大な復興の実現が、近代以降の中華民族の最も偉大な夢だと思う。この夢には数世代の中国人の宿願が凝集され、中華民族と中国人民全体の利益が具体的に現れており、中華民族1人1人が共通して待ち望んでいる」と述べた⁷⁾。その後、

「中華民族の偉大な復興」という「中国の夢」というフレーズが随所で言及されている。総書記就任直後より、新政権のキャッチコピーを打ち出した背景には、不安定な少数民族地域の人々をも含む「中華民族」の結束を呼びかけるとともに、新たな政権への移行を政権の内外に印象づける狙いがあったものと思われる。

しかし、「中華民族」の結束は容易ではない。後述するウイグル族の反発に加え、中国は、台湾についても、独自のアイデンティティの高まりに直面している。馬英九政権は支持率低迷の中で功績を残すべく、大陸との関係強化を推し進めてきた。2014年2月には、南京で、張志軍國務院台湾事務弁公室主任と王郁琦大陸委員会主任委員の会談が行われ、両者が経済のみならず他の協議をも進展させていくことを確認した。しかし、3月から4月にかけて、台湾では中台間の「海峡兩岸サービス貿易協定」の発効に反対する学生たちが立法院を選挙する事態が生じ、馬政権の大陸融和政策はいったん見直しを余儀なくされた。6月12日には、「中国の主権と領土保全に係るいかなる問題も、台湾同胞を含む全中国の人民が共同で決めねばならない」との范麗青國務院台湾事務弁公室報道官の発言を受け、台湾総統府の馬瑋国報道官が「台湾の未来は中華民国憲法の枠組みの下で台湾の2,300万人が決めるものだ」と述べるなど、両者の立場に依然として厳然として距離がある。

III. 党の統治手法一党中央への権力集中に向けて

習近平指導部は、発足以降、既得権益ネットワークにメスを入れ、経済改革をスピーディに実行するに必要なリーダーシップを確立するべく、様々なかたちで党中央への集権化を推し進めてきた。

III-1. 権力闘争

第一に、指導部に対抗するグループの追い落としである。中国において政権交代には権力闘争がつきものである。習近平への政権移行に際しても、胡錦濤に近い人々と江沢民に近い人々

7)「習近平総書記が『中国の夢』を語る」人民網日本語版 <http://j.people.com.cn/94474/8041295.html>

の間で熾烈な権力闘争が展開されていると報じられた。結果として、政治局常務委員7名（習近平、李克強、張徳強、俞正声、劉雲山、王岐山、張高麗）のほとんどが、江沢民に近いとされる指導者で占められ、胡錦濤自身、中央軍事委員会主席ポストを含め、全てのポストから引退することが決まったため、少なくともその時点においては、江沢民らの勝利のように受けとめられた。しかし、報道を概観するかぎり、その後も江沢民に近い指導者の排除に向けた闘争は続いている。

まず、江沢民の後ろ盾を得ていたとされる薄熙来（元重慶市党委員会書記）に対する裁判を「無期懲役」というかたちで決着させた。薄熙来は、約2,000万元（約3億2,000万円）の収賄罪と約500万元（約8,000万円）の横領罪、重慶市党委員会書記時代の職権乱用罪で起訴されていたが、その薄に対し2013年10月、山東省高級人民法院は無期懲役と全財産没収、政治権利の終身剥奪の罪を確定させた。

その後、闘争の対象は、同じく江沢民に近い存在として薄熙来を支えてきた周永康（元政治局常務委員、党中央政法委員会書記）を中心とする人脈へと移行し、周永康に様々な面で便宜を図ってきたとされる公安関係、中国石油天然ガス集団（CNPC）の幹部が、芋づる式に次々と摘発された。2014年3月30日付ロイター通信によれば、これまでに周本人に加えて親族や部下ら300人以上が拘束され、差し押さえられた資産は総計で900億元（約1兆4,900億円）以上に上るといふ⁸⁾。7月29日には、ついに周本人の立件が発表されるに至った。

そのほか、2014年3月末には、汚職容疑で失脚した谷俊山（中国人民解放軍総後勤部元副部長）が軍事検察院により起訴された。また、6月には、劉鉄男（中国国家発展改革委員会元副主任）の収賄罪による公訴が提起されたほか、徐才厚（元政治局委員、党中央軍事委員会

副主席）の党籍剥奪が発表された。

彼らはいずれも江沢民と人脈を持つ指導者と報じられており、その摘発、起訴がどこまで及ぶのかに注目が集まっている。

Ⅲ－２．党中央への権力集中に向けた組織体制の構築

習近平政権は、党中央に、習自身がトップを務める改革の統括指揮組織を新設することにより、大胆かつ迅速に改革を断行しようとしている。この半年に新設された主な組織は、以下のとおりである。

Ⅲ－２－１．中央全面深化改革領導小組

中央全面深化改革領導小組は、中共18期三中全会の「決定」により党中央に設置された改革全般の統括組織である。傘下に経済および生態文明体制改革、民主法制領域改革、文化体制改革、社会体制改革、党建設制度改革、規律検査体制改革の6つの専門小組が配置されている。これまでは、國務院の機構である国家發展改革委員会が同様の機能を果たしていたが、2013年5月に劉鉄男副主任が汚職を告発され解任に至るなど、同委員会もまた世間の疑惑の対象となっていた。今回の領導小組の設置は、党が国家から改革の主導権を取り返した動きと受けとめることができる。設置にあたり「決定」は、「改革を全面的に深化させるには、党の領導を強化・改善し、党に全局を統括し、各方面を協調させる領導核心としての役割を十分に發揮させる必要がある」と言明した。同領導小組の組長は習近平、副組長は李克強・劉雲山・張高麗が担当する。2014年1月22日には第一回會議、2月28日には第二回會議が、いずれも習近平の主催で開催され、同領導小組の工作規則や弁公室の工作細則、傘下の6つの専門小組の名簿、中共第18期三中全会の「決定」を実施するための分業案、2014年の工作の重

8) <http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPTYEA2U00420140331>

点、立法活動計画、各専門小組の改革案などが採択された⁹⁾。

Ⅲ－２－２．国家安全委員会

海洋政策の決定・執行の一元化を図るため、2013年3月の国務院機構改革では、国家海洋委員会を新設するとともに、その執行機関として、旧海洋局、中国海監、公安部辺境海上警察、農業部中国漁政、税関総署の海上密輸取締警察部隊を統合するかたちで海洋局を再編し国土資源部の下に置いた。国家安全委員会は、対外的安全保障と対内的治安の両方を担う安全保障全般の統括組織であり、習近平が主席に、副主席には李克強と張徳江が就任した。中共第18期三中全会コミュニケでその設立が提起され、2014年1月24日の中共中央政治局会議において設立が正式に決定された経緯からも、同委員会が「国家」と銘打ってはいるものの、実質的には党中央に設置された組織だということが明らかである。軍事力に依拠した伝統的安全保障に加え、対テロ、国内の治安維持、さらには経済安全保障、情報セキュリティ、食の安全、疫病対策など安全に係る事項は多方面に及ぶ。本委員会の設置は、多岐にわたる安全保障を、部門横断的に統括する部署の必要性が増しつつある現状に対応するため実現したものであると同時に、対外安全保障を担う軍、対内安全

保障を担う公安の暴走を防ぎ¹⁰⁾、党の下にしっかりと服従させる意図もあったものと推察される。国家安全委員会は、2014年4月15日に第一回会議を開催し、その活動を始動させた。

Ⅲ－２－３．共産党中央軍事委深化国防・軍隊改革領導小組

軍の改革を統括する組織として党中央に新設されたのが、共産党中央軍事委深化国防・軍隊改革領導小組である。同小組もまた、習近平を組長に据え、党中央に設けられたものであり、軍内部の腐敗を一掃して規律を糾すとともに、兵器システムの近代化、指揮命令系統の一元化を図り、強軍を建設することを目的としている。2014年3月15日に開催された第一回全体会議において習は、改革のためには、党の軍隊に対する絶対的領導を一層堅持し、人民軍隊としての性質と宗旨を一層堅持し、我が軍の栄光ある伝統と優れた作風を一層堅持しなければならない、戦闘を戦い、戦闘に勝利できるというところしっかりと照準を合わせねばならない、軍隊の組織のあり方を現代化するという方向をしっかりと捉えなければならないと述べた¹¹⁾。

Ⅲ－２－４．中央ネット安全情報化領導小組

2014年2月には、中国ネットワーク安全・

9)「習近平主持召開中央全面深化改革領導小組第一次會議」人民網 <http://politics.people.com.cn/n/2014/0122/c1024-24199431.html>、「習近平主持召開中央全面深化改革領導小組第二次會議」中華人民共和國中央人民政府ホームページ http://www.gov.cn/jdhd/2014-02/28/content_2625924.htm

第一回會議には、馬凱（中央政治局委員・國務院副總理）、王滬寧（中央政治局委員、中央政策研究室主任）、劉延東（中央政治局委員、國務院副總理）、劉奇葆（中央政治局委員、中央宣傳部部長）、許其亮（中央政治局委員、中央軍事委員會副主席）、李建国（中央政治局委員、全人代常務委員會副委員長）、汪洋（中央政治局委員、國務院副總理）、孟建柱（中央政治局委員、中央政法委員會書記）、趙樂際（中央政治局委員、中央組織部部長）、栗戰書（中央政治局委員、中央弁公庁主任）、杜青林（中央書記処書記、全國政治協商會議副主席）、趙洪祝（中央書記処書記、中央規律檢查委員會副書記）、王晨（全人代常務委員會副院長兼秘書長）、郭声琨（國務委員、公安部部長）、周強（最高人民法院院長）、曹建明（最高人民檢察院檢察長）、張慶黎（全國政治協商會議副主席兼秘書長）、周小川（全國政治協商會議副主席兼中國人民銀行總裁）および王正偉（全國政治協商會議副主席、國家民族委員會主任）のほか、各部委の指導者が出席した。

10) 例えば、権力闘争のターゲットとなった薄熙来、周永康いずれも公安組織を牙城に権力を拡大した経緯がある。

11)「習近平：以強軍目標引領国防和軍隊改革」

新華網 http://news.xinhuanet.com/politics/2014-03/15/c_119785243.htm

情報化領導小組が成立し、北京で第一回会議を開いた。同領導小組は、技術力の向上によりインターネット時代にふさわしいネットワーク・パワーを獲得すると同時に、インターネットを通じた世論統制を目的とする小組である。組長には習近平が、副組長には李克強と劉雲山が就任した。第一回会議の席で習近平は、情報技術向上の必要を提唱するとともに、「インターネット世論工作をしっかりと行うということは長期的任務である。インターネット上の宣伝を改良し、ネットを通じた情報伝播のルールを利用し、主旋律を提唱し、プラスのエネルギーを発揚させ、社会主義の核心的価値観を大々的に育成し、実践しなければならぬ」と述べた¹²⁾。

Ⅲ-2-5. 既存の組織の集権化

加えて、既存の組織についても、指導体系の集権化に向けた動きが進んでいる。例えば「決定」は、中央から地方各レベルの党・政府組織に設けられた規律検査部門の指導系統について、垂直的指導系統を強化する方向を打ち出した。その狙いは、地方レベルでの汚職の隠蔽を防ぎ、規律検査を一層徹底させるところにある。従来、同レベルの党組織が担っていた地方各行政レベルの規律検査部門の書記・副書記の人事権を、今後は上級の規律検査部局および組織部門の権限に改める方向が明記された。加えて、中央の党・国家機関に対しても、中央規律

検査委員会が人員を派遣し、徹底した規律検査を実施する方針が示された。また、党の中央財經領導小組についても、首相が統括していた従来のあり方を改め、習近平自らが組長として会議を主催することとなった¹³⁾。

Ⅲ-3. 地方に対するマクロコントロールの強化

集権化への動きとして最後に言及しておきたいのが、地方に対するマクロコントロールの強化である。「決定」は次のように明記した。すなわち「中央の管轄権限と支出責任を適切に強化する」と。具体的には、国防、外交、国家の安全保障に加え、全国统一市場に係る規則や管理に関しては中央の管轄とすること、一部の社会保障、地域を跨がる重要プロジェクトの建設・維持については中央と地方の共同管轄とするとの方針が明らかにされた。全国统一市場に係る事項を中央の管轄であると改めて言明したことは、これから更なる「市場化」に向け舵を切るにあたり、中央がその主導権を握ることを確認したものと解釈できる。

党中央への集権化に向けた上記の動きは、現時点ではおおむね支持されている。既得権益層による頑強な抵抗が予想される中で、大胆な改革を断行するためには、習近平総書記を中心とする党中央に権力を集中させることが必要だということに関して、国民の間にはコンセンサスがあるようである。

IV. 汚職対策限定の政治改革と自律的社会の抑圧

他方、習近平政権の政治改革構想には、新しさが見られない。「法治」にせよ、情報公開にせよ、汚職対策のための措置であり、多様な価

値やアイデンティティを包摂するための構想に欠けている。むしろ、安定優先の名の下に、思想・言論統制が強化される傾向が観察される。

12) 「習近平：把我国從網絡大国建設成為網絡強国」

新華網 http://news.xinhuanet.com/politics/2014-02/27/c_119538788.htm

13) 「積極推動我国能源生產和消費革命 加快實施能源領域重點任務重大舉措」2014年6月14日付『人民日報』

Ⅳ－１．廉潔な政治に向けた改革

「決定」は、「政治体制改革」についても一定の紙幅を割いている。「決定」は次のように政治体制改革の必要を述べる。すなわち、「党の領導を堅持し、人民を主人公とし、法により国を治めるといふ原則の有機的統一の下に、政治体制改革を深化させ、社会主義民主政治の制度化、規範化、プロセス化を加速的に推進し、社会主義法治国家を建設し、より一層広範で、充実した、健全な人民民主を發展させる」と。また「2014年政府活動報告」においても「政府自体の改革と建設を強化する」必要を提起している。

しかし、そこで打ち出されている政治改革の内容をみる限り、人民代表大会制度、多党協力および政治協商制度、民族区域自治制度、村民委員会・社区居民委員会・職工代表大会等大衆自治制度の充実など、いずれも既存の制度的枠組み内の改良にとどまり、新しさは無い。一般国民の政治参加のためのチャンネルとしても、政府機関主導の諮問会議、座談会、公聴会、世論調査、「信訪」（投書・陳情）制度、「行政復議論」（行政不服審査）など、既存の制度が羅列されているに過ぎない。

習政権が「政治体制改革」と銘打って推進しようとしているのは、いずれも汚職対策に係る政策である。第一に、法治の徹底である。習近平は、2013年2月に開かれた中共中央政治局第4回集団学習会で、「我々は、…科学的立法、厳格な法執行、公正な司法、全民法遵守を全面的に推進し、法治国家、法治政府、法治社会の一体建設を堅持し、法による国家統治に新局面を切り拓き続けなければならない」と述べた¹⁴⁾。また「決定」には「いかなる組織や個人も、憲法・法律を超越した特権を有することはできない」と明記され、独立した裁判権・検察権の行使、省レベル以下の地方法院・検察院の人事・財務の統一管理、行政区画から分離した司法管

轄制度の建設等より具体的な改革の方向が示された。これらの改革はいずれも、党・政府と司法機関の癒着により裁判が歪められてしまう現状にメスを入れようとするものであり、権力の部分的分立への一步として捉えることができる。さらに、裁判手続きを超越した公安の横暴を抑制すべく、1957年より続いてきた労働教養制度の停止が決定されたことも、強制力行使の制度化という側面から評価できるだろう。

しかしながら同時に、習近平政権の掲げる「法治」が、あくまで汚職対策の文脈で用いられており、多くの改革派市民が「法治」に期待するような、「憲政」に基づく人権の保障、自由の保障といった文脈からは乖離したものであることは言うまでもない。

第二に、情報公開の推進である。「陽光財政」の推進を掲げ、地方各行政レベルの政府部門に対し、全ての政府収入を予算に組み入れるとともに、「三公」経費支出をも含む全ての予算・決算状況を社会に公開するよう求めた。

その他、「決定」には、引き続き決定権・執行権・監督権の相互抑制メカニズムの構築が謳われているが、具体的な実施方法については言及されていない。

Ⅳ－２．自律的社会の抑圧

上記のように、習近平政権の構想に示された国民の政治参加チャンネルは、既存の制度的枠組みを踏襲するものであり、新しさは無い。「決定」は、自律的社会の「活用」に関し、「社会のガバナンスのあり方を改善する」として、次のように論じている。すなわち「系統的ガバナンスを堅持し、党委員会の領導を強化し、政府の主導的役割を發揮させ、社会各方面の参加を推奨・支持し、政府のガバナンスと社会の自己調節、住民自治のプラスの相互作用を実現する」と。これは逆に言えば、社会的アクターは、党の領導および政府の主導の下で許容され

14)「習近平強調：依法治国依法執政依法行政共同推進」

新華網 http://news.xinhuanet.com/politics/2013-02/24/c_114782088.htm

る範囲内に活動を限定されているということにほかならない。「政社分離（政府と社会組織の分離）」を進め、「社会組織の活力を発揮させる」とあるが、社会組織の役割として言及されているのは、「社会組織が担うにふさわしい公共サービス」であり、重点的に「育成」する対象として具体的に挙げられているのは、業界団体、科学技術団体、公益慈善団体、コミュニティサービス団体である。対して、社会組織全般および中国国内で活動する海外のNGOについては、管理を強化するとの方針が示された。社会組織は、政府が担いきれない公共サービスを提供するアクターとしてのみ、その存在意義を認められていると言ってよいだろう。

そして、上記の範囲を超えた自律的社会の動きに対しては、引き続き厳しい統制と取締が実施されている。

習近平政権発足以降、思想・言論統制は強化されている。実際に、新政権の「法治」に向けたアピールに呼応するように、18全大会以降、改革派の知識人たちを中心に、憲政改革を求める集会やフォーラムが相次いで開かれた。2012年11月には、『炎黄春秋』と北京大学憲法・行政法研究センターの共催で「改革コンセンサスフォーラム」が開かれ、張千帆、江平、張思之、賀衛方らにより起草された「改革コンセンサス提案書」が171名の署名入りで発表された。提案書は、憲法に基づく政治、選挙民主の実施、表現の自由の尊重、市場経済の深化、司法の独立、憲法の効力の保障など6項目の改革の主張を掲げるものであった。また、『南方週末』は、2013年の新年特別号に、「中国の夢、憲政の夢」と題し、憲法に基づく政治の重要性を訴える文章を掲載しようと準備した。2013年の全人代および全国人民政治協商会議（いわゆる「两会」）の開催にあたっては、128名の改革派知識人・市民の連名で、『炎黄春秋』の巻頭言を引用し、憲政を求める公開書簡が発表され

た。「全人代に『市民のおよび政治的権利に関する国際規約』（いわゆるB規約）の批准を求める呼びかけ」もインターネット上に提起された。言論・出版の自由、人身の自由、司法の独立、死刑の抑制、各級人代代表の選挙および行政長官の直接選挙の実施、「集会・デモ・示威実施条例」の廃止、「工会法」の廃止、結社の自由、宗教・良心の自由、国家政権転覆（煽動）罪の廃止、戸籍制度の廃止、「計画生育法」の廃止、「弁護士法」の改正と弁護士の独立など、豊富な内容を含むこの呼びかけは、第1・第2・第3次署名で計500名近くを集めた。しかし、「法治」に向かう積極姿勢に期待した知識人やメディアの先行的行動は、封じ込められた。『炎黄春秋』は新年号に、「憲法は政治体制改革のコンセンサス」と題する巻頭言を発表したことにより、突如としてウェブサイトの閉鎖に見舞われ、『南方週末』の原稿は、当局の指示を受けて改ざんされてしまった。

そして2013年5月には、中共中央弁公庁より地方党機関・政府に対し「現在のイデオロギー領域の状況に関する通達」（9号文件）が配布され、各地で同文書の学習キャンペーンが展開されていると報じられ¹⁵⁾、この通達に基づき大学関係者に「七不講（7つの禁句）」（①人類の普遍的価値②報道の自由③公民社会④公民の権利⑤党の歴史的錯誤⑥権貴（特権）資産階級⑦司法の独立）に関する口頭での通知があったということが華東政法大学の先生のブログで明らかになった。9号文件の具体的な内容については不明であったが、8月になってニューヨーク・タイムズおよび香港誌『鏡報』が次のように報じた。すなわち、同文書は、党の権力を転覆させる七つの危険な思潮として、①西側の憲政民主、②「普遍的価値」、③公民社会、④新自由主義、⑤「メディアの自由」など西側のメディア観、⑥歴史的「虚無主義」の宣揚、⑦改革開放への疑念を列挙した上で、これらの

15)「中共下發意識形態文件 通報神龍不見首尾」

BBC 中文網 http://www.bbc.co.uk/zhongwen/simp/china/2013/05/130513_china_politics_ideology.shtml

「誤った」思潮や主張がインターネットや地下のチャンネルを通じて国内に流入し、伝播している状況を憂慮し、「西側反中国勢力」および「反政府勢力」のイデオロギー領域の影響力拡大の企みに対し警戒を緩めてはならない、「新聞メディアの領導権は一貫して習近平同志を総書記とする党中央と一致した者の手中にあらねばならない」として、イデオロギー工作の強化を呼びかけるものであった¹⁶⁾。

上記の動きについては、政治局常務委員で党中央精神文明建設指導委員会主任を務める劉雲山主導で進められたものであり、必ずしも習近平を含む中央指導者のコンセンサスを得ていないとする分析もある。しかし、「決定」にも「基礎管理、内容管理、業界管理およびインターネットの違法犯罪の防止・取締などの工作の連動メカニズムを健全化し、インターネットの突発事件の処置メカニズムを健全化し、プラスの引導と法に依る管理を結び付けたインターネット世論工作メカニズムを構築する」「メディア関係者の職業資格制度を厳格化し、新型メディアの運用と管理を重視し、メディア秩序を規範化する」と、引き続きメディア統制・言論統制を強化する姿勢が打ち出された。このことは、指導部として同方針が認可されていることの証である。実際に、新華社電は2014年6月18日、国家新聞出版放送総局が、分野を超えた取材・報道、所属団体の承認を得ていない批判報道、無断のウェブサイトの開設等を禁止する通達を出したと報じた¹⁷⁾。メディアに対する締め付けはますます厳しくなっているように思われる。

2014年が天安門事件25周年にあたることもあり、改革派知識人の拘束・逮捕も相次いだ。幹部の資産公開などを求める「新公民運動」の関係者は、代表格の許志永が懲役4年を言い渡されたのを初め、劉萍、人権活動家の魏忠平、李思華も、それぞれ懲役6年6か月、6年6か

月、3年の実刑判決を受けた。ジャーナリストの高瑜は国家機密漏洩容疑で逮捕され、香港で余傑の著作『中国的教父習近平』を出版した晨鐘書局の姚文田は密輸罪で懲役10年の判決を受けた。ウイグル人の人権を訴えていたイリアム・トフティ中央民族大学准教授も国家分裂活動に関わったとして逮捕・拘束された。天安門事件を検証する私的研究会に出席した弁護士の浦志強は、他の出席者とともに拘束された挙げ句に「騒乱挑発罪」と「個人情報不法取得」容疑で逮捕され、浦らの拘束に反対する集会に参加した弁護士の唐荊陵も、国家政権転覆扇動容疑で逮捕された。

こうした言論抑圧は、「改革」のための安定が最優先され、党中央への権力集中が進むことにより一層強まる恐れがある。「決定」には次のようなくだりがある。すなわち、「社会治安総合対策を強化し、暴力テロ犯罪活動を断固取締まり、国の安全を守り、好ましい社会秩序をつくり出し『平安な中国』をみなで築き上げる」と。この文言は、かつて「和諧社会（調和のとれた社会）」を掲げる胡錦濤政権が「平和都市建設」を進めた結果、主要都市の至るところにビデオカメラを用いた24時間監視網が張り巡らされたことを想起させる。

しかし、インターネットの発達を経て、中国は既にグローバルな言説社会に組み入れられており、「好ましい社会秩序」を実現するための時代錯誤的な思想統制・言論統制は高コスト・低効果である。「富強」のためには多少自由を犠牲にすることもやむを得ないと考える国民のバランス感覚が、状況に応じて変化するリスクも考慮しなければならない。加えて、「強い」中国をアピールする中国のソフト・パワーを著しく損ねていることは言うまでもない。

16) 「《明鏡月刊》獨家全文刊登中共9号文件」拉清單 <http://www.laqingdan.net/?p=2993>

17) <http://news.sina.com.cn/c/2014-06-18/161430384026.shtml>

V. 結語

以上のように、習近平政権は発足以降、「富強」の実現に向けて着々と権力の一元化を進めてきた。頑強な既得権益ネットワークにメスを入れ、経済改革を断行するためには、強力なリーダーシップが不可欠として、国民も権力集中の動きをおおむね肯定的に受けとめている。また、政権発足以降、徹底して推進してきた汚職対策も、一定の支持を集めているように思われる。現時点では、スピーディな改革への期待を共有することにより、官民の間にある種の了解が形成されているように見受けられる。「決定」は、「2020年までに、重要な領域の改革において決定的な成果をあげる」としている。期待どおり、一元的指導体制の下で、改革がスピーディに実施され、効果をあげるならば、一党支配の正当性は強化されるであろう。

しかしながら、こうした楽観論には二つの観点から留保が必要である。

第一に、統治のコストである。スピーディな改革は決して容易ではない。仮に習近平を頂点とする一元的指導系統が、抵抗勢力を打破する制度的保障として機能していくとしても、金融面での構造化されたリスク、高齢化社会を迎えた社会保障の問題、不公正な所得分配、権力の腐敗や横暴といった現象のいずれも、一朝一夕に解決することは難しい。政府は、潤沢な中央財政を出勤させて危機を乗り越えながら、可能な範囲で改革を前に進めていくよりほかない。改革が遅れば遅れるほど、統治のコストは高くなる。

加えて、財政の出勤で解決不可能な問題—アイデンティティや価値に係る問題—にかかるコストは、増大の一途をたどる。2014年に入ってから、3月の昆明駅での無差別殺傷事件、4月末のウルムチ南駅の爆発事件など、少数民族社会の不満に起因する事件は後を絶たない。

治安維持のために厳戒態勢を敷くほど、少数民族の不満が高まるという悪循環が生じている。経済発展も、「ナショナリズム」による糾合も、多様なアイデンティティを持つ人々の願いには応えることができないのである。また、インターネット時代に入り、言論・思想統制や監視のコストは高まる一方である。一元的指導体制の下、安定や社会秩序の構築を理由に、言論の自由、人心の自由が侵される事態が助長されれば、社会の亀裂は一層深刻なものとなるだろう。

中国はそのような高コストの統治を永久的に維持していくつもりなのだろうか。中国が統治のコストを軽減し、より安定した体制を築くためには、「一元化」段階の先に、「包摂」、コーポラティズム、「諮問的権威主義」等の統治技術を、より多面的な価値や利益を反映できる方向に進化させるプログラムが必要であろう。

第二に、習近平指導部の権力掌握状況に対する疑問である。先述のように確かに様々な分野で集権に向けた制度化が進んでいる。しかしながら、それは、実態として習のリーダーシップが強化されていることを意味するわけではない。「西側」の価値観の流入を食い止めるべく時代錯誤的な言論抑圧を断行し、攻撃的な対外行動により安定した国際環境を失いつつある習指導部の行動を合理的に解釈するならば、全面戦争にエスカレートしないだろうという見積もりの下、局部的衝突をしてでも海洋権益を拡大しようという大国のロジックに国家全体が突き動かされているか、さもなくば国家として有効なインテリジェンスを確立できぬまま、軍を含む諸アクターが独自の判断で行動し制御不能に陥っているか、どちらかである。先述のLi Chenの議論のように、指導部が党内の派閥闘争や抵抗勢力の前にリーダーシップを発揮できず、政権が国家として合理的判断を下せぬまで

に分裂しているとするならば、悲劇というほかはない。

中国の安定と発展は、世界各国の利益に直結する。日本を含む各国には、中国の暴走を食い

止めるべく多国間の協力体制を構築すると同時に、中国の経済改革とガバナンスの向上を支える多面的な戦略が求められている。

参 考 文 献

- Dickson, Bruce J. (2000-2001), "Cooptation and Corporatism in China : The Logic of Party Adaptation," *Political Science Quarterly*, Vol. 115, No.4 (2000-2001), pp.517-533.
- Dickson, Bruce J. (2010), "Dilemmas of party adaptation : the CCP's strategies for survival," Peter Hays Gries and Stanley Rosen eds., *Chinese Politics : State, society and the market*, London : Routledge.
- Li, Cheng, (2012), "The End of the CCP's Resilient Authoritarianism? A Tripartite Assessment of Shifting Power in China," *the China Quarterly*, vol.211, September 2012, pp.595-623.
- Nathan, Andrew J., (2003), "Authoritarian Resilience," *Journal of Democracy*, vol.14, no.1, January 2003, pp.6-17.
- Shambaugh, David (2008), *China's Communist Party : Atrophy and Adaptation*, Washington, D.C. : Woodrow Wilson Center Press.
- Teets, Jessica C. (2013) "Let Many Civil Societies Bloom : The Rise of Consultative Authoritarianism in China," *The China Quarterly* 213 : 19-38.